

議事要旨(5) 退職給付専門委員会における検討状況について

西川副委員長及び河本専門研究員より、退職給付専門委員会における検討状況の説明がなされた。今回は、複数事業主制度の会計処理に係る論点の検討状況について説明がなされた。

1. 複数事業主制度の会計処理に係る論点の検討状況について

まず初めに、資料「審議事項(5)退職給付専門委員会における検討状況について」に基づき、次の説明がなされた。

- ・ 専門委員会では、厚生年金基金に係る交付金の会計処理の検討と並行して、総合設立の厚生年金基金のような複数事業主制度の企業年金の会計処理に係る論点について検討している。
- ・ 当該論点に関しては、例外処理（退職給付会計基準注解 12 における会計処理）を採用していた場合における制度間移行等の会計処理（基本論点 1）と例外処理の適用要件の見直し / 開示の拡充（基本論点 2）の 2 つの論点に分けて検討を行っている。
- ・ 本日は、このうち、例外処理を採用していた場合における制度間移行等の会計処理（基本論点 1）について、改正実務対応報告第 2 号の文案に基づき説明がなされた。
なお、もう一つの論点である例外処理の適用要件の見直し / 開示の拡充（基本論点 2）については、現在、開示の拡充を中心に検討を行っている旨が付言された。

2. 例外処理を採用していた場合における制度間移行等の会計処理について

続いて、例外処理を採用していた場合における制度間移行等の会計処理について、次のような説明がなされた。

- ・ 目的
従来の企業会計基準適用指針第 1 号及び実務対応報告第 2 号では、原則法の採用を前提とした制度間移行等の会計処理を取り扱っていたものと考えられるため、今回の改正により、複数事業主制度における例外処理を採用していた場合における移行等の会計処理について明らかにすることとした。
- ・ 例外処理から原則法への移行（Q9）について
例外処理から原則法を採用する企業年金制度へ移行する場合には、移行時における未積立退職給付債務の額を、一時の損益として処理する。
- ・ 例外処理における解散・脱退（Q10）について
例外処理を採用していた場合の解散または脱退については、原則法を採用していた場合と同様に、退職給付制度の終了として会計処理する。また、終了以前の年度における引当金の計上や注記の取扱いについても明らかにすることとした。
- ・ 適用時期について
改正日以後終了する中間会計期間及び事業年度から適用する。

上記の説明に関して、委員等からの指摘事項や質問事項はなかった。

以上